

貯金規定新旧対照表

(改 正 後)		(改 正 前)	
普通貯金規定 1～16. (省略) 17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るもの<u>や第 20 条に定める未利用口座管理手数料に係るもの</u>を除きます。） ②～⑤ (省略) 18～19. (省略) <u>20. (未利用口座管理手数料)</u> <u>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u> <u>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u> <u>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u> <u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 14 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</u> <u>(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u> <u>(6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。</u> <u>21. (規定の変更等)</u> (以下省略) 以上 (<u>2021 年 10 月 1 日</u>現在)		普通貯金規定 1～16. (省略) 17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るもの <u>(追加)</u>を除きます。） ②～⑤ (省略) 18～19. (省略) <u>(追加)</u> <u>20. (規定の変更等)</u> (以下省略) 以上 (<u>2021 年 4 月 1 日</u>現在)	
総合口座取引規定 1～15. (省略) 16. (解約等) (1) (省略) (2) 第 14 条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。<u>また、普通貯金規定にもとづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当会は貸越を中止するものとします。</u> (以下省略) 17～20. (省略) 21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い) (1) (省略) (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当会の当該各取引の規定によ		総合口座取引規定 1～15. (省略) 16. (解約等) (1) (省略) (2) 第 14 条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。<u>(追加)</u> (以下省略) 17～20. (省略) 21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い) (1) (省略) (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当会の当該各取引の規定によ	

(改 正 後)	(改 正 前)
り取扱います)、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、<u>以下貯金者等といいます。</u>）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 22. (未利用口座管理手数料) <u>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u> <u>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u> <u>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u> <u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第16条第5項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</u> <u>(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u> <u>(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。</u> 23. (規定の変更等) (以下省略) 以 上 (2021年10月1日現在)	り取扱います)、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、<u>ま</u> <u>す。</u>）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。 <u>(追加)</u> 22. (規定の変更等) (以下省略) 以 上 (2021年4月1日現在)
普通貯金無利息型（決済用）規定 1～16. (省略) 17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るもの<u>や第20条に定める未利用口座管理手数料に係るもの</u>を除きます。） ②～⑤ (省略) 18～19. (省略) 20. (未利用口座管理手数料) <u>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u> <u>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u> <u>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u> <u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</u>	普通貯金無利息型（決済用）規定 1～16. (省略) 17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るもの <u>(追加)</u> を除きます。） ②～⑤ (省略) 18～19. (省略) <u>(追加)</u>

(改 正 後)	(改 正 前)
<u>(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u> <u>(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。</u> 21. (規定の変更等) (以下省略) 以 上 (<u>2021 年 10 月 1 日</u>現在)	20. (規定の変更等) (以下省略) 以 上 (<u>2021 年 4 月 1 日</u>現在)
総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 1～15. (省略) 16. (解約等) (1) (省略) (2) 第14条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。<u>また、普通貯金規定にもとづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当会は貸越を中止するものとします。</u> (以下省略) 17～21. (省略) 22. (未利用口座管理手数料) <u>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u> <u>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u> <u>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u> <u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第16条第5項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</u> <u>(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u> <u>(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。</u> 23. (規定の変更等) (以下省略) 以 上 (<u>2021 年 10 月 1 日</u>現在)	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 1～15. (省略) 16. (解約等) (1) (省略) (2) 第14条各項の事由があるときは、当会はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。<u>(追加)</u> (以下省略) 17～21. (省略) <u>(追加)</u> 22. (規定の変更等) (以下省略) 以 上 (<u>2021 年 4 月 1 日</u>現在)
貯蓄貯金規定 1～17. (省略) 18. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の	貯蓄貯金規定 1～17. (省略) 18. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の

(改 正 後)	(改 正 前)
活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものや第 21 条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。） ②～⑤（省略） 19～20.（省略） <u>21.（未利用口座管理手数料）</u> <u>（1）未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u> <u>（2）この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u> <u>（3）この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u> <u>（4）未利用口座管理手数料の引落しは、第 15 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</u> <u>（5）一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u> <u>（6）第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。</u> <u>22.（規定の変更等）</u> （以下省略） 以 上 (2021 年 10 月 1 日現在)	活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るもの（追加）を除きます。） ②～⑤（省略） 19～20.（省略） <u>（追加）</u> <u>21.（規定の変更等）</u> （以下省略） 以 上 (2021年4月1日現在)